

企業会計基準公開草案第 97 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に関する
コメント

2026 年 3 月 3 日

公認システム監査人、特定行政書士 IFRS・連結会計・公共政策コンサルタント

田淵 隆明

【質問 1】（金融資産の消滅の認識要件に関する質問）

⇒同意する。

【質問 2】（金融商品会計基準案等の適用時期等に関する質問）

⇒全面的に同意する。

【質問 3】（企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正に関する質問）

⇒基本的に同意する。

しかし、日本基準(JGAAP)においては、「重要性」を根拠とした「連結外し」や「連結子会社に対する持分法適用」などが横行しており、ここにメスを入れない限り、実効性に疑問符が付くことは否めない(詳細は質問 4 を参照)。

【質問 4】（その他）

★今月(2026 年 3 月)に入り、政府高官の名前を冠した「暗号資産」について、マスコミやネットで取り上げられるなど、金融資産に関する取引は年々複雑さを増している。また、「暗号資産」の多様化により、投資家保護も重要な課題となっている。

様々な会計基準等も必要となり、まさに「イタチごっこ」の様相を呈していることは否めないが、今後とも鋭意会計基準の策定に尽力されることを期待します。

★「のれん」の非償却を導入する場合、米国などで販売されている「のれん減損保険」に関する会計基準も必要になると思われる。

★これで金融資産に関する会計基準の改訂も一段落したので、懸案の「実務対応報告第 19 号」の廃止、及び、代替の基準(「企業会計基準」ではなく「企業会計基準適用指針」か?)の策定を急いで頂くことを強く希望する。

2025 年 12 月以降の、中国の輸出規制による「レアアース類等の途絶危機」(他に Ga,Ge,W, 化学肥料、抗生物質の前駆体の「母核」などを含む)や、ホルムズ海峡の事実上の封鎖によ

る「原油・LNG 途絶危機」(原油の備蓄は 250 日分あるが、LNG の備蓄は現時点で 3 週間弱しかない)などで、我が国の製造業のサプライ・チェーンは重大な危機に瀕している。

2006 年 8 月以降、産業界の国際競争力・科学技術力に甚大なダメージを与え続けている「実務対応報告第 19 号」の廃止を強く望む次第である。筆者としては、「研究開発費」は、2008 年の東京合意に従い、IFRS に準拠して、「投資その他の資産」または「無形固定資産」とするのが妥当であると考える。

SAP の「内部指図」(KO01/02/03)を用いた、研究開発部門の人件費・経費等の費用を、「内部指図の決済」(KO88)を用いて、建設仮勘定を経由で無形固定資産に振り替える仕組みは、この為に存在しており、国内でこの機能を利用しているユーザも何社か存在する。

※「レアアース類」が 17 種類の元素(元素周期表の 3 族の Sc、Y、及び、ランタノイド 15 元素)から構成されていることを知らない人々は、意外に多いようである。

★別件でも指摘したが、IFRS との Convergence の一環として、「子会社に対する持分法の適用」は廃止とするべきである。

特に、次のように場合に疑問が残る。

P 社：日本国内の親会社

A 社：日本国内の連結子会社である。

B 社：海外にある A 社の子会社であり、「重要性」が乏しいとして、「持分法適用」の非連結子会社である。現地の法令・会計基準では「利益剰余金からの配当」が一般管理費として費用処理される。

このような場合で、B 社から過大な配当が行われた場合、A 社の「関連会社株式」の持分法評価額が減少した場合に、グループ通算が行われた場合、疑問が残る。

★IFRS の“Material”という用語を「重要性」と訳したことには疑問が残る。何故なら、以下のように、influence(影響を与える)の助動詞が could になっているからである。

could は仮定法過去形(独:könnte(接続法第 II 式),仏:pourrais(条件法))であり、「有り得る」よりも Probability(蓋然性=生起確率)が低く、「無いことは無い」というニュアンスを持っている。従って、Probability(蓋然性)を考慮して、「重要性」ではなく、「脱漏/誤謬時の実害性」、「脱漏/誤謬時の誤解惹起可能性」、「脱漏/誤謬時の誤解危険性」などと訳すべきであると思われる。

この観点からも、「子会社の連結外し」、「関連会社の持分法不適用」については、IFRS と同等の基準に改めるべきであると考えられる。

IAS7.

Definitions : The following terms are used in this Standard with the meanings specified

Material Omissions or misstatements of items are material if they **could**, individually or collectively; **influence** the economic decisions that users make on the basis of the financial statements. Materiality depends on the size and nature of the omission or misstatement judged in the surrounding circumstances. The size or nature of the item, or a combination of both, **could** be the determining factor.

Assessing whether an omission or misstatement **could** influence economic decisions of users, and so be material, requires consideration of the characteristics of those users. The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements states in paragraph 25† that ‘users are assumed to have a reasonable knowledge of business and economic activities and accounting and a willingness to study the information with reasonable diligence.’ Therefore, the assessment needs to take into account how users with such attributes **could reasonably be expected to be influenced in making economic decisions.**

(以上)